

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年－17 (元. 9.11)	総 務	<p>放送法における受信設備「設置」概念の同法の趣旨に従った適切な解釈を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 放送法第64条は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定め、テレビを持てば、NHKを見ると見ざるとにかかわらず、同社と契約を締結すべき旨が規定されている。</p> <p>一方、この「設置」概念が不明確であるがゆえ、NHKは次のような主張をしている（提出者も実際にNHKから説明を受けた。）。</p> <p>①「テレビが物理的に壊れている場合を除き、テレビの電源ケーブルを抜いて保管している場合も、コードを改めてさせば見られるので、受信契約の対象」</p> <p>②「アンテナケーブル（同軸ケーブル）を抜いたり、破棄した場合も、アンテナケーブルを改めて買ってくれば見られるので、受信契約の対象」</p> <p>これらは、私見では、「受信設備を設置」という放送法の趣旨を逸脱し、これに対して契約を締結することを求めるのは、不相当と解する。</p> <p>テレビは、アンテナ、アンテナケーブル、受信機（チューナー）、受像器（本体）、電源これらのいずれが欠けても受信することはできず、①②の場合、これらの全てを満たさないことが明らかであるからである。電源コードやアンテナ線を抜いて、アンテナ線を処分して本体のみを保管している物も契約対象とすれば、いわばただの箱であり、そもそも見る気のない所有者や処分料金がかかるからと保管をしている所有者についても契約の締結を強いられ、彼らの負担</p>	<p>個人 (倉吉市)</p> <div data-bbox="1335 400 2007 815" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">本会議(元. 10. 9)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>法の各規定の内容解釈に当たって、その法の趣旨に沿った解釈を行うことは、放送法に限らず当然のことであること。また、個別具体の事例について、法の規定内容の解釈に疑義や争いが生じた場合は、三権分立の原則から最終的に司法による解決の仕組みが設けられていることから、不採択と決定いたしました。</p> </div>	不採択 (元.10. 9)

総務教育常任委員会・陳情

		<p>を生ずることとなり、適当ではない。</p> <p>これは、鳥取県民すべてにもかかわる重大な問題であり、公共性、公益性のある事柄である。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>地方自治法第99条に基づき、鳥取県議会から国に対し、放送法における受信設備の「設置」概念について、同法の趣旨に従った適切な解釈をするよう求める意見書を提出すること。</p>		
--	--	--	--	--